

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【公表番号】特表2009-501607(P2009-501607A)

【公表日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-003

【出願番号】特願2008-522729(P2008-522729)

【国際特許分類】

A 6 1 H 39/08 (2006.01)

A 6 1 H 39/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 39/08 S

A 6 1 H 39/00 E

A 6 1 H 39/00 K

A 6 1 H 39/00 L

A 6 1 H 39/08 B

A 6 1 H 39/08 R

A 6 1 H 39/08 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月15日(2009.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

頭部を有するロッドから成り、このロッドの自由端に着脱可能な保持部材が取り付けられた、鍼反射療法用の針であつて、

ロッド頭部が、空間幾何学的構造体の形状で塊状に設計され、
保持部材が、空間幾何学的構造体の形状で塊状に設計された、
鍼反射療法用の針。

【請求項2】

ロッド頭部及び／又は保持部材は、プレート形状又は環形状を有している、
請求項1に記載の針。

【請求項3】

少なくとも1つのピンが、頭部及び／又は保持部材表面に設計された、
請求項1に記載の針。

【請求項4】

保持部材が、穴部を有するフードの形状に設計された、
請求項1に記載の針。

【請求項5】

ロッド頭部及び／又はフードが、球体又は柱体又は錐体の形状に設計された、
請求項1、3から4のいずれか1つに記載の針。

【請求項6】

頭部及び／又はフードが、三角形又は四分円形又は多角形又は円形の形状に設計された、
請求項1から4のいずれか1つに記載の針。

【請求項 7】

頭部及び／又はフードが、図案化された、花又はハートの形状に設計された、
請求項1から4のいずれか1つに記載の針。

【請求項 8】

頭部がロッドに着脱可能に取り付けられることを特徴とする、
請求項1から4のいずれか1つに記載の針。

【請求項 9】

ロッドの自由端が尖鋭に設計されることを特徴とする、
請求項1から4のいずれか1つに記載の針。

【請求項 10】

頭部を有するロッドから成っており、そのロッドの自由端にフード形状の着脱可能な保持部材が取り付けられている、鍼反射療法用の針であって、

ロッド頭部及び／又はフードが、塊形状を有し且つ空間幾何学的構造体の形状に作られており、ロッド頭部及びフードの一方又は両方に、小型おもりを有する少なくとも1つの懸吊部材が、着脱可能に固定された、

鍼反射療法用の針。

【請求項 11】

小型おもりを有する複数の懸吊部材の存在下で、懸吊部材が、類似の或いは異なる長さを有し、おもりが、類似の或いは異なる重量を有する、
ことを特徴とする請求項10に記載の針。

【請求項 12】

小型おもりが、平坦な或いは塊状の形状を有することを特徴とする、
請求項10に記載の針。

【請求項 13】

塊状の、頭部及び／又はフード及び／又は小型おもりが、中空又は中実に設計されることを特徴とする、

請求項10又は12に記載の針。

【請求項 14】

ロッド頭部及び／又はフード及び／又は小型おもりが、小球体、柱体、錐体又は多角形体の形状に設計される、

ことを特徴とする請求項10又は12に記載の針。

【請求項 15】

頭部及び／又はフード及び／又は小型おもりが、円形、三角形、四分円形又は多角形の形状に設計される、

ことを特徴とする請求項10又は12に記載の針。

【請求項 16】

頭部及び／又はフード及び／又は小型おもり、の表面に、少なくとも1つのピンが設計される、

ことを特徴とする、請求項10に記載の針。

【請求項 17】

頭部が、ロッドに着脱可能に取り付けられる、
ことを特徴とする請求項10に記載の針。

【請求項 18】

懸吊部材が、小鎖の形状に設計される、
ことを特徴とする、請求項10に記載の針。

【請求項 19】

頭部、ロッド、及び、ロッドの自由端に取り付けられた着脱可能な保持部材を備えている、鍼反射療法用の針において、
保持部材が、当該保持部材をロッドの自由端に固定するための穴部を有するフードの形状をしており、

保持部材の高さが0.15mm以上であり、ロッドの長さが5mm以上であり、ロッドの直径が0.08mm以上であり、針の重量が0.01g以上である、
ことを特徴とする、鍼反射療法用の針。

【請求項20】

頭部及び／又は保持部材が、プレート形状又は塊形状を有していることを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項21】

頭部及び／又は保持部材が、中空又は中実に設計されたことを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項22】

頭部が、ロッドに着脱可能に取り付けられたことを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項23】

1以上の曲線状突起部が、耳介に接触する、頭部及び／又は保持部材の表面に形成されており、

頭部及び／又は保持部材の表面が、例えば、鈍端を有する少なくとも1つのピンの形状であることを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項24】

頭部及び／又は保持部材に、おもりを有する懸吊部材が、フードとして固定されたことを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項25】

頭部が、耳介の外側で可撓性のある結合部を用いて着脱可能な保持部材に結合されたことを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項26】

ロッドの表面が、平滑あるいは曲線状に設計されていることを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項27】

ロッドが、直線状又は波形形状に設計されていることを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項28】

曲線状ロッドが、互いに一定の間隔を置いて配置された環状突起部を用いて設計されたことを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項29】

曲線状ロッドが、多面体から成るように設計されたことを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項30】

曲線状ロッドの表面に、切り込み部、又は、あや目引き部が、設計されたことを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項31】

曲線状ロッドが、その自由端方向に尖部が向いた錐体から成るように設計されたことを特徴とする、

請求項19に記載の針。

【請求項32】

ロッドの自由端が尖銳に設計されることを特徴とする、
請求項19に記載の針。

【請求項 3 3】

患者に対して生物学的に中性な材料、例えば、金、銀又は鋼合金で設計された、
請求項1 9に記載の針。

【請求項 3 4】

鍼部材及び指圧部材を備える鍼反射療法用のデバイスであって、

鍼部材が、針ロッドの形状に設計されており、

指圧部材が、空間幾何学的構造体の形状に設計されており、直接に或いは結合部材を通じて、前記ロッドの一端に非着脱式に結合されると共に、保持部材を介して前記ロッドの他端に着脱可能に結合された、

鍼反射療法用のデバイス。

【請求項 3 5】

指圧部材が、プレート形状に設計されていることを特徴とする、

請求項3 4に記載のデバイス。

【請求項 3 6】

空間幾何学的構造体が、円形又は三角形又は四角形又は多角形の断面を有する、
ことを特徴とする請求項3 4に記載のデバイス。

【請求項 3 7】

指圧デバイス部材の外面に、曲線部が、形成される、

ことを特徴とする請求項3 4に記載のデバイス。

【請求項 3 8】

ロッドが、曲線状又は波形又はジグザグ形に設計される、

ことを特徴とする請求項3 4に記載のデバイス。

【請求項 3 9】

ロッド、結合部材及び保持部材が、1つの部材として一体的に設計される、

ことを特徴とする請求項3 4に記載のデバイス。

【請求項 4 0】

結合部材に対するロッドの非着脱式結合点に、少なくとも1つのばねコイルが形成される、

ことを特徴とする請求項3 4又は3 9に記載のデバイス。

【請求項 4 1】

頭部を有するロッドを備える鍼反射療法用の針であって、

ロッド全体又はロッドの自由端が、屈曲されたロッド自由端から保持部材を形成する可能性を持つ、可塑性を有する材料で設計されている、

ことを特徴とする鍼反射療法用の針。

【請求項 4 2】

保持部材が、ロッドに、保持部材の屈曲された端部が巻き付けられた形状に形成される、

ことを特徴とする請求項4 1に記載の針。

【請求項 4 3】

保持部材が、絡み合い又は少なくとも1つのコイル巻の形状に設計される、

ことを特徴とする請求項4 1に記載の針。

【請求項 4 4】

ロッドが、金属、例えば、金、銀、合金鋼又は金属の合金で設計される、

ことを特徴とする請求項4 1に記載の針。

【請求項 4 5】

ロッドが、ポリマー材料で設計される、

ことを特徴とする請求項4 1に記載の針。

【請求項 4 6】

ロッドが、異なる材料の組合せで設計される、

ことを特徴とする請求項4 1に記載の針。

【請求項 4 7】

ロッドが、金属先端部を有するゴムで設計される、
ことを特徴とする請求項4 6に記載の針。

【請求項 4 8】

針の自由端、即ち、先端が、形状記憶金属合金で設計される、
ことを特徴とする請求項4 6に記載の針。

【請求項 4 9】

ロッドの形状に設計された鍼反射療法用の針であって、
ロッド全体又はロッドの両末端部が、屈曲されたロッド両末端部から保持部材を形成する
可能性を持つ、可塑性を有する材料で設計されている、
ことを特徴とする鍼反射療法用の針。

【請求項 5 0】

保持部材の一方又は両方が、ロッドに、保持部材の屈曲された端部が巻き付けられた形
状に設計される、
ことを特徴とする請求項4 9に記載の針。

【請求項 5 1】

保持部材の両方が、絡み合い又は少なくとも1つのコイル巻の形状に設計される、
ことを特徴とする、請求項4 9に記載の針。

【請求項 5 2】

針のロッドが、金属、例えば、金、銀、合金鋼又は金属の合金で設計される、
ことを特徴とする請求項4 9に記載の針。

【請求項 5 3】

ロッドが、ポリマー材料で設計される、
ことを特徴とする請求項4 9に記載の針。

【請求項 5 4】

ロッドが、異なる材料の組合せで設計される、
ことを特徴とする請求項4 9に記載の針。

【請求項 5 5】

ロッドが、金属先端部を有するゴムで設計される、
ことを特徴とする請求項5 4に記載の針。

【請求項 5 6】

針の両末端部、即ち、先端が、形状記憶金属合金で設計される、
ことを特徴とする請求項5 4に記載の針。

【請求項 5 7】

身体の美容矯正のための、請求項1～5 6のいずれか1つに記載の鍼反射療法用の針又
はデバイスの使用。